

令和 7 年度

一関地区合同庁舎照明設備 L E D 化事業実施業務

プロポーザル審査要領

令和 7 年 4 月

岩手県

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度一関地区合同庁舎照明設備LED化事業実施業務」（以下「本業務」という。）に係る交渉権者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、令和7年度一関地区合同庁舎照明設備LED化事業交渉権者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選定委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 選定委員会（ヒアリング）の開催日及び場所

- (1) 開催日 令和7年6月中旬から下旬[予定]
- (2) 場 所 盛岡市内
 - ※ ヒアリングの開催日及び場所については、参加者へ別途通知する。
 - ※ ヒアリングの時間は、1者あたり30分（説明20分/質疑応答10分）程度とする。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者による選定委員会の場でのヒアリングに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、選定委員会において、業務提案書等のみによる審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により(1)の審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 選定委員会の委員は、業務提案書等及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をそれぞれ加え、合計した総得点により順位を付す。

順位点の最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、リース契約に向けての優先交渉権者、次点を優秀提案者・次点交渉権者とし、岩手県に報告する。

なお、総得点と同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選定委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において業務提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を岩手県に報告するものとする。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は別紙のとおり。

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送等により通知する。

【別紙】

1 審査基準及び配点

審査項目		審査基準	配点
基本事項	会社概要	・業務の目的達成を期待できる企業規模（資力、人員体制等）及び営業拠点を有しているか。	10点
	業務実績	・地方公共団体等での類似事業実績があるか	10点
	設備の施工	・施工方法や安全対策などの説明がなされているか ・来客者や職員の業務に支障のない工程管理であるか ・令和7年9月1日からのリース開始に十分な工程であるか	10点
事業実施に伴う事項	事業効果	・施設にとって経済性が高く、妥当性のある提案か（使用電力量、電気料金、CO2排出量削減効果を含む）	20点
	機器の選定	・規格、品質が信用に足りる国内メーカーの製品であるか ・岩手県内の地方公共団体への導入実績はあるか ・工期短縮に繋げられる機器の選定となっているか	20点
	維持管理	・器具等に不具合が発生した場合、緊急時や故障時の体制及び対応に具体的な提案がされているか ・想定されるトラブル等の説明と対処方法があるか	10点
	経済効果の波及	岩手県内の経済への寄与に貢献できることが具体的に提案されているか（地元事業者の活用等）	10点
	提案者の積極性	要求水準以上の提案があるか	5点
見積価格		参考見積額が予定価格の範囲内であつ委託内容に対して妥当なものとなっているか。（予定価格を上回っていないか。著しく妥当性を欠いていないか。）	5点
計			100点

2 評価・得点

	評価点		
	20点の項目	10点の項目	5点の項目
非常に評価できる	20点	10点	5点
概ね評価できる	16点	8点	4点
普通	10点	5点	3点
あまり評価できない	4点	2点	1点
全く評価できない	0点	0点	0点